平成２１年（フ）第４１３号
川崎市中原区上新城２丁目11番25―703号
セシーズイシイ５
債務者　江澤　武子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２１年（フ）第２６７号
福井市寺前町第６号20番地
債務者　斉藤　秀雄
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２７３号
福井県鯖江市吉江町第35号５番地22
債務者　魚見　　勇
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２７５号
福井県坂井市春江町千歩寺第11号17番地３
債務者　川端　康治
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２７６号
福井県坂井市春江町千歩寺第11号17番地３
債務者　川端　　操
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１９９号
長野県松本市渚１丁目１番33号
債務者　折井　寿美
1　決定年月日時　平成21年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２０８号
長野県松本市大字里山辺3374番地１
債務者　小坂　　寛
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１５６０号
愛知県小牧市小木２丁目347番地
債務者　元木　妙子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１５９４号
名古屋市西区中小田井２丁目59番地　宝マンション中小田井601号
債務者　寺本由紀子
1　決定年月日時　平成21年７月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第３６４号
三重県いなべ市藤原町市場690番地３　グレイトフルフジワラＢ棟１Ｃ、前住所三重県員弁郡東員町大字穴太1829番地５
債務者　綿山　幸重
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１７９号
三重県四日市市高花平１丁目１番地234　井上三千代方
債務者　井上　輝雄
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１８０号
三重県四日市市市場町９番地19　高見ヒルズＲ３棟303号、前住所三重県松阪市駅部田町640番地１
債務者　鈴木　　翔
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１８１号
三重県四日市市市場町９番地19　高見ヒルズＲ３棟303号、前住所三重県松阪市駅部田町640番地１
債務者　鈴木　眞樹
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１８２号
三重県四日市市安島１丁目５番８号　アーバンドエル安島302
債務者　前山ルースこと　マエヤマ　ルース　アロンゾ
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１８３号
三重県四日市市富田栄町62番地１　勘上コーポラス301号
債務者　長島美奈子
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１８５号
三重県四日市市西浦１丁目１―18　サザレビル501、住民票上の住所三重県桑名市大字友村113番地18
債務者　中田　洋次
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２１年（フ）第１８７号
三重県桑名市中央町１丁目82番地　シャンボール桑名605号
債務者　伊藤　一成
1　決定年月日時　平成21年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月14日まで
津地方裁判所四日市支部破産係